

## 第2章 計画の基本的な考え方

---



## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の目的

この計画は、「柏崎市男女共同参画推進条例」（以下「条例」という）に基づき、本市の男女共同参画施策の総合的、計画的な推進を図るために、今後の施策の方向性と内容を明らかにするものです。（81ページ条例参照）

#### 基本理念

条例では、市、市民、事業者、市民団体及び教育関係者の協働の下、市民一人ひとりの人権が尊重され、あらゆる分野に参画できる調和のとれたまちづくりを実現するために、男女共同参画の基本理念を定めています。基本理念の6つの柱は、次のとおりです。

#### **（1）男女の人権の尊重**

男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、性別による差別的取扱いを受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

#### **（2）社会制度や慣行が活動の選択に影響を及ぼすことのないように配慮**

男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担意識を反映した制度又は慣行が、男女の社会における自由な活動の選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

#### **（3）政策や方針の立案・決定の場への参画**

男女共同参画の推進は、男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者及び市民団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

#### **（4）家庭生活、職業生活や社会生活の両立**

男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活における活動と当該活動以外の活動を両立して行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

#### **（5）性や生殖などの健康・権利の尊重**

男女共同参画の推進は、男女の対等な関係の下に、互いの性に関する理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関して、自らの意思が尊重され、生涯にわたり健康な生活を営むことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

#### **（6）国際社会における取組への配慮**

男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることに鑑み、当該取組を考慮して行われなければならない。

## 2 計画の位置づけ

- (1) この計画は、条例第11条第1項に規定する男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する柏崎市の基本的な計画です。
- (2) この計画の一部を、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく柏崎市の基本的な計画に位置付けます。
- (3) この計画の一部を、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく柏崎市の推進計画に位置付けます。
- (4) この計画は、本市の最上位計画である「柏崎市総合計画」の部門計画であり、関連する他の部門計画と整合を図りながら推進します。
- (5) この計画は、SDGs（持続可能な開発目標）の考え方と同じ方向性であり、ジェンダー平等を基調とした男女共同参画社会の実現を目指して策定します。（85～86ページ資料参照）



出典：国連広報センター

### 3 計画の期間

計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とします。

### 4 計画の目指す男女共同参画の姿

条例の理念に基づき、男女共同参画施策の総合的、計画的な推進を図り、あらゆる分野において男女共同参画が推進されることを目指します。

#### 家庭では

- 女性に偏りがちな家事や育児・介護などは、家族で負担するという意識を持ち、男女の区別なくお互いの人権を尊重して分担します。
- 女性の職業生活における活躍と男性の育児・介護休業の取得が促進されるよう、家事負担が平等に行われる家庭生活を築きます。



#### 地域社会では

- 地域活動における男性中心の役割分担意識を解消し、一人ひとりの個性と能力を發揮して、あらゆる場に男女が共に参画する地域をつくります。



#### 職場では

- 男女が平等に能力を發揮できる機会を確保し、仕事と生活の両立ができる環境を整備します。
- 方針決定する場や管理職等に女性を積極的に登用し、男女共にやりがいを持って働ける環境を整備します。
- 男性が育児休業を取得することや、女性が出産により離職せず働き続けることができる職場の意識づくりを推進します。



#### 学校では

- 教育関係者が男女平等について理解を深め、性別にとらわれない考え方や行動を子どもたちに浸透させます。



## 5 計画の基本目標

本計画は、前計画の体系を見直し、以下の3つの基本目標を定めました。

### 基本目標Ⅰ

#### 男女共同参画の推進に向けた社会づくり

男女共同参画に対する意識を育むため、様々な手段で市民への啓発を行い、あらゆる分野において男女共同参画が当たり前という意識の醸成を図ります。

あらゆる分野に男女の平等な視点を入れ、性別による固定的役割分担意識のない社会を目指します。

### 基本目標Ⅱ

#### 女性が活躍できる基盤づくり

働き続けたい女性が働き続けられるなど多様な選択ができるよう、働く場での男女平等の推進と人権に配慮した職場環境の整備促進を図ります。

女性が職業生活において活躍するため、事業者の理解促進と男性の家事・育児への参画促進及び育児休業の取得促進を図ります。

男性中心型の働き方を改革し、女性のキャリアアップや男女が仕事と生活を両立できる環境づくりを促進します。

### 基本目標Ⅲ















#### 男女の心とからだを守る環境づくり

DV防止と被害者の保護・自立に向けた支援を一体的に推進します。

男女の性を尊重し、生涯を通じた健康支援とライフステージに応じた知識の習得を図ります。

多様な困難を抱え、貧困に陥りやすい女性や障がいのある人が安心して暮らせるための環境づくりを促進します。

## 6 計画の体系

目指す姿	基本目標	重点目標	施策の方向
<p>男女の人権が尊重され、あらゆる分野に参画できる調和のとれた社会</p>	<p>I 男女共同参画の推進に向けた社会づくり</p>	<p>1 男女共同参画への理解の促進</p>   <p>2 政策・方針・意思決定過程への女性の参画拡大</p>  <p>3 地域における男女共同参画の推進</p> 	<p>1 男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動の推進</p> <p>2 男女平等の視点に立った教育の推進</p> <p>3 審議会等への女性の参画推進</p> <p>4 管理職等への女性の積極的登用にに向けた意識啓発の推進</p> <p>5 地域活動における男女共同参画の推進</p> <p>6 防災分野における男女共同参画の推進</p>
	<p>II 女性が活躍できる基盤づくり</p> <p>柏崎市女性活躍推進計画</p>	<p>4 働く場での男女平等の推進</p>      <p>5 男性中心型の働き方の見直しと仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進</p>   	<p>7 雇用や就労環境における男女平等の推進</p> <p>8 職場におけるハラスメント防止に向けた取組の推進</p> <p>9 就職・再就職の支援</p> <p>10 男性の育児・介護休業の取得の促進</p> <p>11 仕事と生活の両立ができる職場環境の構築</p> <p>12 家庭生活における男女共同参画の意識づくり</p> <p>13 子育て・介護支援体制の整備・充実</p>
	<p>III 男女の心とからだを守る環境づくり</p>	<p>6 配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護及び自立支援</p> <p>柏崎市DV防止基本計画</p>  <p>7 男女の性の尊重と健康支援</p>   <p>8 困難を抱える人が安心して暮らせる環境整備</p>  	<p>14 DVを許さない社会づくりの推進</p> <p>15 安心して相談できる体制の整備</p> <p>16 安全な保護体制の整備と自立支援の充実</p> <p>17 生涯を通じた男女の性への理解の推進</p> <p>18 ライフステージに応じた健康づくりの支援</p> <p>19 生活上の困難を抱える人への自立支援</p> <p>20 障がいのある人や高齢期を生きる男女が安心して暮らすための支援</p>

